

民法①総則 判例 30!

原田昌和 = 秋山靖浩 = 山口敬介

2017年12月発売 / 124頁



詳細を見る



民法②物権 判例 30!

水津太郎 = 鳥山泰志 = 藤澤治奈

2017年12月発売 / 132頁

民法③債権総論 判例 30!

田高寛貴 = 白石 大 = 山城一真

2017年11月発売 / 140頁



民法④債権各論 判例 30!

中原太郎 = 幡野弘樹 = 丸山絵美子 = 吉永一行

2017年11月発売 / 136頁

民法⑤親族・相続 判例 30!

青竹美佳 = 金子敬明 = 幡野弘樹

2017年12月発売 / 126頁

*すべてB5判/並製/本体1600円+税



初級 学習 学部 LS

編集担当者から 「判例を読む」ことを徹底的にサポートしたい。そんな想いから生まれたSTART UPシリーズに民法が加わりました。総則/物権/債権総論/債権各論/親族・相続の全5巻、すべてそろっています。各巻、最重要判例30件に絞り、初学者がつかずきやすい事柄に注意して、やさしく、丁寧に解説しています。「判例を読む」をサポートするさまざまな補足説明や、当事者関係図などのビジュアルも豊富で(著者手書きのイラストがある巻も!), かわいく、楽しく、わかりやすい。そんな本に仕上がっています。もちろん、内容は正確で充実。[事案をみてみよう] → [読み解きポイント] → [判決文を読んでみよう] → [この判決が示したこと] → [解説] と読み進めていけば、必ず「あ、なるほど!」と思えるはずです。

判例学習の第一歩に、ぜひ本書を。そして、この5冊が、これからの民法学習をずっと支える相棒となれば嬉しいです。表紙はきれいな水色、ぜひ本屋さんで探して、手に取ってみてください!

(有斐閣判例教材チーム)

① 中身はこんな感じですよ

13 債権者代位権の無資力要件

最高裁判所平成30年3月6日判決(民集42巻3号203頁) ● 巻末II-13

① 事案をみてみよう

Aは、自己所有の本件土地を弟妹(以下まとめてYという)に約400万円で購入する旨の売買契約をYとの間で結んだ。同契約では、代金は契約時に100万円、6か月経過後に残額を支払うこと、代金完済時に所有権移転登記手続をすることとされていた。

同契約の締結から4か月後にAが死亡し、Aの子であるXら5名とYがAを相続したが、相続人間で遺産分割につき紛争が生じたため、残代金の支払も所有権移転登記手続もされないうままとなった。数年後、Yは、XらとYに対し、残代金を支払うから本件土地の所有権移転登記手続に必要な書類を送付してほしいと催告した。Xらはこれに応じなかったため、登記移転手続ができず、そのためにYは残代金の支払をしなかった。

そこで、Xらは、Yに代位して、Yに対し、Yから残代金の6分の1の額を支払うことを求め、また、Yに対し、XらおよびYが本件土地の所有権移転登記手続をするよう求め、また、Xらそれぞれに残代金の6分の1の額を支払うよう求めて、訴訟を提起した。

原審は、Yが無資力か否かにかかわらずXらによる債権者代位権の行使は認められるとした。これに対してYは、金銭債権に基づく債権者代位権の行使には債権者の無資力が要件とならずであるとして上告した。

② 読み解きポイント

Yは、登記移転手続がなされるまではXらの残代金支払請求を拒むことができる(同時履行の抗弁権、533条)。Yへの登記移転手続はXらとYが共同しなければできないこと、Yがそれを拒んでいるために、XらはYに対して代金支払を請求できなくなっている。そうした状態を打ち破って、自らの権利を実現させるため、Xらは債権者代位権を用いようとしているわけである。

判例は、被保全債権が金銭債権の場合の代位権行使には、債権者の無資力が必要だとしている。本件においてXらとYに対して有する被保全債権は金銭債権であるから、この判例法理によると、Yのいうように、Yが無資力でなければXらの代位権行使は認められないことになる。しかし、本件におけるXらの主張の可否は、果たしてYの資力の有無で左右されるようなものだろうか。

③ 判決文を読んでみよう

「被相続人が生前に土地を売却し、買主に対する所有権移転登記義務を負担していた場合に、数人の共同相続人がその義務を相続したときは、買主は、共同相続人の全員が登記義務の履行を提供しないかぎり、代金全額の支払を拒絶することができるものと解すべく、したがって、共同相続人の1人が右登記義務の履行を拒絶しているときは、買主は、登記義務の履行を提供して自己の相続した代金債権の弁済を求める他の相続人に対しても代金支払を拒絶することができるものと解すべきである。そして、この場合、相続人は、右同時履行の抗弁権を失わせて買主に対する自己の代金債権を保全するため、債権者たる買主の資力の有無を問わず、民法423条1項本文により、買主に代位して、登記に応じない相続人に対する買主の所有権移転登記手続請求権を行使することができるものと解するが相当である。」

④ この判決が示したこと

判例・通説は、債権者代位権における被保全債権が金銭債権の場合には債権者の無資力が要件となるとしている。本判決は、金銭債権を被保全債権とする債権者代位権の行使でも債権者の無資力が不要な場合があることを示したものである。

⑤ 解説

I. 債権者代位権の無資力要件と「転用型」
1 「債権者の無資力」要件の必要性**
 【判例12】の【解説】でも述べたように、債権者代位権は、債権者が自己の債権の実現を図るため、例外的に債権者による債権者の財産への介入を認めたものである。金銭債権を有する債権者は、債権者が債権回収に十分なだけの責任財産をもっているならば、債権保全のため債権者代位権を行使する必要はない。通説・判例が、423条1項の「自己の債権を保全するため必要があるとき」という要件を、債権者の資力に不足があること(無資力)を意味するものと解してきたのは、そうした理由による(判例13-A:最判昭和40・10・12民集19巻7号1777頁)。

2 被保全債権が特定の債権である場合の代位権行使**
 金銭債権を有している債権者は、債権者の責任財産のなかにあるどの財産に対しても強制執行をすることができる。だからこそ、金銭債権を有する者は、債権者の責任財産の全体を保全したくなる、といえる。ところが、金銭債権ではない特定の債権を有する者は、その特定の給付を求めたいという目的で、他の財産に強制執行をすることはできないから、(債権不履行により損害賠償請求がされているのではない)責任財産の減少に直接影響を受けなければならない。Introduction(p.48)でも示した例であるが、AからB、BからCと動産が売却されたが、登記名義がAにとまっていた場合、登記を自己名義にしたいCは、Bに対する登記請求権の実現を図るため、BのAに対する登記請求権を代位行使することが考えられる。このCのBに対する登

① 事案をみてみよう

その事案で何が問題となり判決に至ったかがスムーズにわかります。判決文の論理をしっかりと追えるよう、複雑な内容は簡単にまとめています。

② 読み解きポイント

判決文を読むとき、どこにどのように着目すべきかを示し、事案から判決文へのスムーズな橋渡しをしています。

③ 判決文を読んでみよう

ポイントになる部分が2色刷によって視覚的にわかります。

④ この判決が示したこと

どのような問題にどのような解決が示されたのか。判決文の要点をまとめています。

⑤ 解説

難しい学説や理論には立ち入らず、その判決の理解に必要なことにしぼって、コンパクトにわかりやすく説明しています。

⑥ 図

左右のスペースで、当事者関係や時系列を图示しています。

⑦ 補注

発展的な内容や関連する判例、知っている役立つことを付け加えています。

54 | 法学教室 | Jan. 2018 No.448

Jan. 2018 No.448 | 法学教室 | 55